

産業標準化法による JIS 塗料屋外暴露試験の実施について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会をご支援かつご利用賜り厚くお礼申し上げます。

さて、JIS に規定された塗料の屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性の開始時期が近づいて参りましたので、ご連絡申し上げるとともに、当協会に試験をご依頼くださいますようお願い申し上げます。

今回の実施は、試験開始の時期が 2026 年 10 月のものですので、別紙「JIS 塗料屋外暴露試験主要項目一覧表」をご高覧の上、早めにご準備いただき、ご依頼くださいますと幸いです。

なお、ご依頼の際は下記事項にご同意いただき、試料をご用意の上、10 月からの暴露開始に間に合うよう試料を 9 月 18 日までにお送りくださるようお願い申し上げます。

(1) 屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性は、JIS に規定された品質に対して適合性の判定を行います。

この際、該当 JIS に不確かさの算定、試験結果への適用及び記載が規定されていない場合は、試験結果の合否判定に不確かさは適用せず、不確かさも記載いたしません。

※報告書に不確かさの記載をご希望の場合には、その旨を検査依頼書にご記入ください。(記入がない場合は、報告書に不確かさは記載いたしません。)

(2) 屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性で実施する耐候性試験の場所は、一般財団法人 日本ウエザリングテストセンター 銚子暴露試験場となります。

<屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性試験の必要性>

(1) JIS 塗料の屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性は、同じ基準によって生産される現在及び将来の製品についての性能保証に関するものであり、認証製品ごとに、規定の生産期間ごとの製品品質を管理するために実施するものであります。また、この試験は製造業者で行うとともに同じ製品を第三者試験機関(ISO/IEC17025 に適合した試験機関)で試験を行うよう規定されており、その試験結果は産業標準化業務を行なう機関では JIS 認証製品の検査・管理の資料として活用されます。

* 試験頻度、製品の種類及び色については、製品規格及び JIS K 5600-7-6 附属書 1 (規定) 耐候試験の実施及び管理を参照ください。なお、参考として試験頻度については、別紙 JIS 塗料屋外暴露試験主要項目一覧表にその内容を掲載いたします。

* 調色品等で見本品の用意がない場合等、ご不明な点がございましたら、東西支部の検査部までお問い合わせください。

* ご依頼時には、塗料の希釈率、密度など塗装に必要な情報を検査依頼書にご記入ください。

* 本試験の結果を JIS マーク表示認証の変更届等にご利用いただく場合は、ご依頼時に製品の変更内容が分かる資料をご提出ください。また、上記資料のトレーサビリティ確保のため、ロット番号等の記載をお願いいたします。

(2) 屋外暴露耐候性又は防せい(錆)性試験を伴う製品の場合は、塗料の JIS マーク表示認証申請書及び定期維持審査申請書提出の際に ISO/IEC17025 に適合した試験機関の試験結果が必要となります。

また、複数の認証製品を登録する(されている)場合及び複数の調色製品を製造する(されている)場合は、試験する製品、色及び試験頻度にご注意をお願いいたします。

<試験料金の改定について>

(1) 別途ご案内のとおり「JIS 製品規格の試験料金」を改定し、2026 年 10 月 1 日以降の受付分から新料金を適用いたします。本試験も改定の対象です。なお、2026 年 9 月 30 日以前に発行した見積書は、有効期限内のものに限り旧料金で対応いたします。

(2) ただし、ご依頼に先立ち事前にメール等でご連絡をいただいた会社様は、2026 年 10 月受付分に限り旧料金を適用いたします。

(3) また、ご依頼の数量に応じて、「返却費用」及び「廃棄費用」を試験手数料とは別に申し受けますのでご了承くださいませ。

まずはご連絡かたがた、よろしくお願い申し上げます。

敬具